

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第16号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「養育している者は」の次に「、当該子どもに係る医療費の助成については」を加え、同項第3号中「第6条の3」を「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。